

都市建設常任委員会会議記録

日 時 平成28年3月17日（木曜日）

午前10時 2分 開議

場 所 水戸市議会 第1委員会室

午前10時50分 散会

付託事件

議案第20号，議案第21号，議案第25号中第1表中歳出中第3款中都市建設委員会所管分，第8款及び第11款中都市建設委員会所管分並びに第2表継続費中第8款，議案第30号，議案第31号，議案第37号，議案第41号中第1表中歳出中第8款及び第2表継続費補正中第8款，議案第45号，議案第50号

1 本日の会議に付した事件

(1) 議案審査

- ① 議案第20号 水戸市建築審査会条例の一部を改正する条例
- ② 議案第21号 水戸市特別用途地区における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- ③ 議案第25号 平成28年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中都市建設委員会所管分，第8款（土木費）及び第11款（災害復旧費）中都市建設委員会所管分並びに第2表継続費中第8款（土木費）
- ④ 議案第30号 平成28年度水戸市東前第四土地区画整理事業会計予算
- ⑤ 議案第31号 平成28年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算
- ⑥ 議案第37号 平成28年度水戸市下水道事業会計予算
- ⑦ 議案第41号 平成27年度水戸市一般会計補正予算（第7号）中第1表中歳出中第8款（土木費）及び第2表継続費補正中第8款（土木費）
- ⑧ 議案第45号 平成27年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計補正予算（第2号）
- ⑨ 議案第50号 平成27年度水戸市下水道事業会計補正予算（第1号）

2 出席委員（7名）

委員長	安 藏	栄 君	副委員長	小 泉	康 二 君
委員	中 庭	次 男 君	委員	飯 田	正 美 君
委員	五十嵐	博 君	委員	高 橋	丈 夫 君
委員	松 本	勝 久 君			

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（1名）

議 長 村 田 進 洋 君

5 説明のため出席した者の職、氏名

副市長	橋本耐君		
建設部長	檜山隆雄君	建設部技監兼 道路建設課長	猿田佳三君
建設計画課長	大森幹司君	道路管理課長	木村勤君
生活道路整備課長	安達茂君	河川都市排水課長	渡邊雅之君
建築課長	小林幸夫君	土木補修事務所長	大山裕己君
内原建設事務所長	岡田紀治君		
都市計画部長	村上晴信君	都市計画部副部長	荒井宰君
都市計画部技監兼 建築指導課長	川崎洋幸君	都市計画部技監兼 公園緑地課長	市村正一君
都市計画部技監兼 市街地整備課長	坪貴之君	都市計画課長	黒澤純一郎君
住宅政策課長	荻沼学君	泉町周辺地区 開発事務所長	加藤久人君
下水道部長	小林夏海君	下水道部参事 兼下水道管理課長	白田敏範君
下水道部技監 兼下水道整備課長	清水安隆君	下水道部技監 兼下水道施設 管理事務所長	舘山祐清君

6 事務局職員出席者

議事係長	大森貴広君	書記	玉田誠一君
------	-------	----	-------

午前10時 2分 開議

○安藏委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから都市建設委員会を開会します。

議事に先立ちまして、石井建設部技監が公務出張のため欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

それでは、これより議事に入ります。

さきの本会議において当委員会に付託されました案件は、議場で配付されました議案審査分担表のとおり、議案第20号ほか8件であります。

それでは、審査の進め方についてお諮りいたします。委員会の審査日程が3日間となっておりますので、本日は執行部に提出議案の説明を求め、明日質疑を行い、そして、22日火曜日に御意見等を伺った後、採決を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは、御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

お諮りいたします。この際、当委員会に付託となっております議案第20号ほか8件を一括議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 御異議なしと認め、一括議題といたします。

それでは、これより執行部から順次提出議案の説明を願います。

初めに、議案第20号 水戸市建築審査会条例の一部を改正する条例について、執行部から説明願います。川崎技監兼建築指導課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 恐れ入ります、議案書①71ページをお開き願います。あわせて、都市計画部建築指導課提出の参考資料、水戸市建築審査会条例の一部を改正する条例についてを御参照願います。

市議会議案第20号 水戸市建築審査会条例の一部を改正する条例について、参考資料をもとに御説明いたします。

1の改正理由でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、建築基準法の一部が改正されたことによりまして、建築審査会の委員の任期について、国土交通省令で定める基準を参酌して条例を定めることとなりましたことから、条例を改正するものでございます。

2の改正内容についてでございますが、(1)の委員の任期については期間を2年間とすること、その他、国土交通省令で定める基準を参酌いたしまして、条例の3条に規定いたします。それに伴いまして、第1条の一部を改正するとともに、第3条を追加したことにより、第3条から第5条までを1条ずつ繰り下げを行います。

次の(2)については、第3条第2項において用語の整理を行うものでございます。

3の施行期日につきましては、平成28年4月1日を予定しております。

ページを返していただきまして、2ページ、3ページが改正部分の新旧対照表でございます。

また、ページを返していただきまして、4ページ目が本条例を改正することとなりました建築基準法の参照条文でございます。御参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、水戸市建築審査会について、都市計画部建築指導課提出の資料について御説明いたします。

1の委員についてでございますが、建築基準法第79条において、建築審査会の委員は5名以上をもって組織するとされ、委員は法律、経済、建築、都市計画、行政に関してすぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し、公正な判断をすることができる者のうちから、市長が任命することとされております。

本市の建築審査会は、7名の委員で構成され、現在の任期は平成27年4月1日から平成29年3月31日までとなっております。現在の委員は下記のとおりでございます。

ページを返していただきまして、2の取り扱う案件についてでございますが、建築基準法の規定に基づく特定行政庁の許可等には、事前に建築審査会の同意を得ることが求められているものがございます。

本市において、過去5年間の同意を得た案件は、下記のとおりでございます。代表的な例といたしましては、建築基準法第44条第1項第2号に基づく許可でございますが、道路内に公衆便所やバスの待合所など、公益上必要な建築物を建築することを認めるものなどがございます。御参照いただきますよう、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○安藏委員長 次に、議案第21号 水戸市特別用途地区における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について説明願います。

川崎技監兼建築指導課長。

○川崎都市計画部技監兼建築指導課長 恐れ入ります、議案書①73ページをお開き願います。あわせまして、都市計画部建築指導課提出の参考資料、水戸市特別用途地区における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを御参照願います。

市議会議案第21号 水戸市特別用途地区における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について、参考資料をもとに御説明いたします。

1の改正理由でございますが、本市では、国の支援を有効に活用しながら中心市街地の活性化に取り組んでいくため、中心市街地の活性化に関する法律に基づく中心市街地活性化基本計画の認定を目指しております。この認定を受けるには、国の定める基本的な方針に適合することが要件となっており、その要件の一つとして、準工業地域における大規模集客施設の立地を制限することが定められています。このため、準工業地域において、大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区を指定する都市計画を定めることに伴いまして、特別用途地区内において制限する建築物に関する条例の一部を改正するものでございます。

なお、これによりまして、本市において大規模集客施設の立地が可能な地域は、商業地域と近隣商業地域になります。

次に、2の改正内容でございますが、大規模集客施設制限地区において、次に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1万平米を超えるものを制限するものでございます。

(1)の劇場、映画館、演芸場または観覧場については、その客席の部分の床面積の合計でございます。

(2)の店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝ち馬投票券発売所、場外車券売り場、場内車券売り場または勝ち舟投票券発売所については、その用途に供する部分の床面積の合計でございます。

次に、3の施行期日につきましては、平成28年4月1日を予定しております。

ページを返していただきまして、2ページ目は改正部分の新旧対照表でございます。

また、3ページ目は本条例改正の参照条文でございます。御参照いただきますようお願いいたします。

続きまして、大規模集客施設制限地区について、都市計画部建築指導課提出の資料により御説明を申し上げます。

1の建築の計画についてでございますが、現在、準工業地域において、大規模集客施設の建築に係る計画はございません。

2の既存建築物についてでございますが、準工業地域内に現存する大規模集客施設は1件で、水戸駅ビルでございます。過去に適法に建築された大規模集客施設に対する適用については、本条例第4条で制限の緩和を規定しており、用途の変更を伴わない場合で敷地の拡張がなく、建蔽率、容積率制限の範囲内の計画であれば、基準時の延べ面積の1.2倍以内の増築や改築は許容することとなっております。

裏面をお願いいたします。参照条文の抜粋を記載してございますので、御参照願います。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○安蔵委員長 次に、議案第25号 平成28年度水戸市一般会計予算中第1表中歳出中第3款（民生費）中都市建設委員会所管分、第8款（土木費）及び第11款（災害復旧費）中都市建設委員会所管分並びに第2表継続費中第8款（土木費）について、執行部から説明を願います。

初めに、第3款民生費、4項災害救助費、1目災害救助費中都市建設委員会所管分について。

黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 それでは、恐れ入ります、議案書②の平成28年度予算に関する説明書の126ページ、127ページをお開き願います。

3款民生費、4項災害救助費、1目災害救助費のうち、都市建設委員会所管分でございますが、127ページ中段の説明の欄をごらんください。

上から3番目の丸でございます。応急仮設民間賃貸住宅経費といたしまして、被災者に対し民間住宅を借り上げて提供する事業及び、次の被災住宅復興支援関係経費といたしまして、被災者が借り入れをして被災住宅の修繕を行う場合に利子補給事業を実施するものでございます。前年度比19.9%の減となっております。

以上でございます。

○安蔵委員長 次に、第8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費について。

大森建設計画課長。

○大森建設計画課長 続きまして、議案書②160、161ページ目をお開き願います。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費につきましては、ページの上段に記載してありますとおり、職員の給与費及び建築事務に要する経費となっております。前年度から4.4%の増となっております。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 次に、2目建築指導費について。

黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 続きまして、同じページでございます。

2目建築指導費につきましては、前年度比51.2%の増でございます。内容につきましては、職員給与費、建築確認等関係経費、建築指導関係経費及び開発許可関係経費に要する費用でございます。

以上でございます。

○安藏委員長 次に、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費から3項河川費、3目河川改良費まで。大森建設計画課長。

○大森建設計画課長 続きまして、議案書②162、163ページ目をお開き願います。

8款土木費、2項道路橋りょう費につきまして御説明いたします。

1目道路橋りょう総務費につきましては、職員の給与費を初め、施設の光熱水費や清掃委託、点検などに必要な経費や、管理に必要な道路台帳委託等の経費となっております。前年度比は8.4%の増となっております。

ページを返していただきまして、164、165ページ目をお開き願います。

2目道路維持費につきましては、舗装道路の維持補修に要する経費でございます。前年度比17.1%の増となっております。

続きまして、3目道路新設改良費でございます。表中の下段でございます。道路新設改良費につきましては、職員の給与費のほか、主な事業といたしまして、道路新設改良事業費につきましては、17路線の工事を初め、用地補償及び委託に要する経費となっております。同じく、側溝新設改良事業費につきましては、延長1,811メートルの側溝整備などに要する経費となっております。狭あい道路及び後退敷地整備事業費につきましては、15路線の工事費や用地補償、委託に要する経費となっております。道路新設改良費の前年度比は7.4%の増となっております。

ページを返していただきまして、166、167ページ目をお開き願います。

2段目、4目交通安全施設整備費につきましては、歩道新設改良工事を初め、交通安全施設の整備や施設の維持管理に要する経費となっております。前年度比16.1%の減となっております。

次に、5目橋りょう新設改良費につきましては、桜川団地橋ほか2橋の修繕工事費のほか、実施設計などの委託に要する経費となっております。前年度比10.2%の減となっております。

次に、6目橋りょう維持費につきましては、橋梁の点検などに要する費用となっております。前年度比19.6%の増となっております。

ページを返していただきまして、168、169ページをお開き願います。

3項河川費、1目河川総務費につきましては、職員給与費のほか、準用河川などの維持管理に要する経費となっております。前年度比2.2%の減となっております。

次に表下段、2目排水路費につきましては、市街化調整区域における浸水箇所の解消を図るため、6カ所の工事などに要する経費のほか、排水路などの維持管理に必要な経費となっております。前年度比14.2%の減となっております。

ページを返していただきまして、170、171ページ目をお開き願います。

上から2段目、3目河川改良費につきましては、石川川調節池に係る工事に要する経費となっております。前年度比38.9%の減となっております。

説明は以上になります。よろしく願います。

○安藏委員長 次に、4項都市計画費、1目都市計画総務費について。

黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 続きまして、同じページでございます。

4項都市計画費、1目都市計画総務費について御説明いたします。前年度比73.5%の増となっております。内容につきましては、職員給与費を初め、水戸駅前広場の維持管理に要する経費、都市景観関係経費です。

恐れ入ります、ページを返していただきまして、172、173ページをごらんください。

赤塚駅周辺施設等の維持管理に要する経費、市街地整備推進事業費として、弘道館・水戸城跡周辺地区整備などに要する経費、泉町周辺地区整備事業に要する経費、泉町1丁目北地区市街地再開発事業に要する経費及び内原駅周辺施設等維持管理に要する経費となっております。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 次に、2目面整備事業費について。

坏技監兼市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 続きまして、2目面整備事業につきましては、前年度比2.1%の増でございます。内容は、東前第四土地区画整理事業、東前第二土地区画整理事業に係る特別会計への繰出金でございます。

以上でございます。

○安藏委員長 次に、3目公共下水道費について。

白田参事兼下水道管理課長。

○白田下水道部参事兼下水道管理課長 続きまして、3目公共下水道費につきましては、下水道事業会計への繰出金でございまして、前年度比0.5%の減でございます。

以上でございます。

○安藏委員長 次に、4目街路整備事業費及び5目都市下水路費について。

大森建設計画課長。

○大森建設計画課長 それでは、4目街路整備事業費につきまして御説明いたします。

議案書②174、175ページをお開き願います。

4目街路整備事業費につきましては、職員給与費のほか、都市計画道路3・3・16号梅香下千波線など10路線の工事費及び用地補償費などに要する経費となっております。前年度比0.3%の増となっております。

次に表中下段、5目都市下水路費につきましては、市街化区域内における浸水箇所の解消を図るため、姫子1丁目、見和1丁目ほか8カ所の工事及び委託に要する経費のほか、浄化施設などの維持管理に要する経

費となっております。前年度比15.9%の増となっております。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 次に、6目公園費から5項住宅費、2目住宅建設費まで。

黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 続きまして、176ページ、177ページでございます。

6目公園費について御説明いたします。前年度比18.9%の減となっております。内容につきましては、職員給与費等を初め、都市公園の維持管理に要する公園等管理費、千波公園を初めとする都市公園などの整備に要する経費、千波湖浄化関係経費などでございます。

ページを返していただきまして、178、179ページをお開きください。

続きまして、7目緑化推進対策費について御説明いたします。前年度比42.3%の増でございます。内容につきましては、緑化推進対策関係経費といたしまして、保存樹及び保存樹林地の管理、生け垣設置奨励等補助に要する経費、緑化基金費につきましては、基金の運用益を積み立てるものでございます。

続きまして、5項住宅費、1目住宅管理費について御説明いたします。前年度比3.9%の増でございます。内容につきましては、住宅政策課の職員給与費等を初め、住宅管理経費として指定管理者への委託に要する経費、住宅政策推進経費として、子育て世帯等まちなか住みかえ支援事業に係る補助金などでございます。

恐れ入ります、ページを返していただきまして、180、181ページをお開きください。

続きまして、2目住宅建設費について御説明いたします。前年度比48.6%の増でございます。内容につきましては、河和田住宅建替事業（7期）及び（8期）に要する経費及び住宅整備事業費となっております。

説明につきましては以上でございます。

○安藏委員長 次に、第11款災害復旧費中都市建設委員会所管分について。

大森建設計画課長。

○大森建設計画課長 それでは、議案書②220及び221ページ目をお開き願います。

11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう災害復旧費につきましては、東日本大震災の影響によるのり面崩壊の大規模被災箇所などにつきまして、引き続き復旧工事を実施するものでございます。前年度比39.3%の減となっております。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 次に、第2表継続費中第8款土木費について。

大森建設計画課長。

○大森建設計画課長 続きまして、継続費につきまして御説明いたします。

議案書②234、235ページ目をお開き願います。

表中の一番下になります8款土木費、3項河川費、酒門町排水路新設事業につきましては、工事期間が長期にわたることから、平成28、29、30年度の3カ年の継続費として事業を行うものでございまして、口径2,000ミリメートル、延長365メートルの排水路を新設する事業でございます。年割額につきましては、平成28年度が1億3,000万円、平成29年度が2億6,000万円、平成30年度が1億

2,000万円、合計額5億1,000万円となっております。

説明は以上でございます。

○安蔵委員長 次に、議案第30号 平成28年度水戸市東前第四土地区画整理事業会計予算について説明願います。

坏技監兼市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 それでは、議案書①115ページをお願いいたします。

市議会議案第30号 平成28年度水戸市東前第四土地区画整理事業会計予算でございます。

歳入歳出の予算総額をそれぞれ2,500万円とするもので、前年度比20.8%の減でございます。

詳細につきましては、議案書②予算に関する説明書で御説明いたします。

恐れ入りますが、②の348ページ、349ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、一般会計からの繰り入れでございます。

2款1項1目繰越金は、前年度剰余繰越金でございます。

3款諸収入、1項1目市預金利子は、科目設定でございます。2項1目、雑入は、違約金及び換地処分清算金でございます。

次に、ページを返していただきまして、350ページ、351ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項1目東前第四土地区画整理事業費を14万円とするもので、前年度比74.5%の減でございます。主なものといたしましては、委託料などでございます。

2款1項公債費、1目元金及び2目利子は、これまでに借入しました地方債に係る償還元金利子でございます。

3款諸支出金、1項繰出金、1目一般会計繰出金は、一般会計への繰り出しでございます。

4款1項1目予備費でございます。

ページを返していただきまして、352ページ、353ページをお願いいたします。

地方債の調書でございます。平成28年度末現在高見込み額は1,305万1,000円でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○安蔵委員長 次に、議案第31号 平成28年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算について、説明願います。

坏技監兼市街地整備課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 議案書①117ページをお願いいたします。

市議会議案第31号 平成28年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計予算でございます。

歳入歳出の予算総額をそれぞれ4億9,840万円とするものでございます。前年度比25.2%の増でございます。

詳細につきましては、議案書②予算に関する説明書で御説明いたします。

恐れ入りますが、②の358ページ、359ページをお願いいたします。

歳入でございます。1款国庫支出金、1項国庫補助金、1目土地区画整理事業費国庫補助金は、国からの補助金で、前年度比29.7%の増でございます。

2款財産収入，1項財産売払収入，1目不動産売払収入は，保留地売払収入でございます。

3款繰入金，1項1目一般会計繰入金は，一般会計からの繰り入れでございます。

4款1目繰越金は，前年度剰余繰越金でございます。

5款諸収入，1項1目市預金利子は，科目設定でございます。

ページを返していただきまして，360ページ，361ページをお願いいたします。

2項1目雑入は，違約金でございます。

6款1項市債，1目東前第二土地区画整理事業債は，地方負担額に係る地方債でございます。

次に，ページを返していただきまして，362ページ，363ページをお願いいたします。

歳出でございます。

1款1項1目東前第二土地区画整理事業費を4億8,270万円とするもので，前年度比25.1%の増でございます。主なものといたしましては，区画道路の工事請負費や家屋の補償などでございます。

2款1項公債費，1目元金，ページを返していただきまして，364ページ，365ページの2目利子は，これまでに借入しました地方債に係る償還金や利子でございます。

3款1項1目予備費でございます。

ページを返していただきまして，366ページ，367ページをお願いいたします。嘱託員1名の給与明細書でございます。

ページを返していただきまして，368ページ，369ページをお願いいたします。

地方債の調書でございます。平成28年度末現在高見込み額は，3億1,767万9,000円でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○安蔵委員長 次に，議案第37号 平成28年度水戸市下水道事業会計予算について説明願います。

白田参事兼下水道管理課長。

○白田下水道部参事兼下水道管理課長 市議会議案第37号 平成28年度水戸市下水道事業会計予算につきましては，さきの議案の説明会のほうで説明させていただいておりますので，詳細につきまして説明させていただきます。

別冊になりますが，議案書⑥の平成28年度下水道事業会計予算に関する説明書におきまして説明させていただきます。

別冊となっております⑥の予算に関する説明書の1ページになりますが，初めに，1年間の経常的経営活動に伴う収益的収入及び支出のうち，まず収入についてであります。主なものといたしまして，1款1項1目の下水道使用料，33億6,484万4,000円を計上しておりまして，前年度比7.8%の増でございます。

次に，2目他会計負担金は，一般会計が負担する雨水処理に要する基準内の負担金でございまして，前年度比7.1%の減でございます。

次に，2項の営業外収益になりますが，2目他会計負担金につきましては，繰り出し基準に基づく一般会計からの基準内の負担金になります。3目他会計補助金は，一般会計からの基準外の補助金ということにな

りまして、4目長期前受金戻入は、国庫補助金等による減価償却費相当分を計上しております。

ページを返していただきまして、2ページの支出でございますが、1款1項営業費用といたしまして、管渠やポンプ場、処理場などの下水道事業を運営するための維持管理経費や減価償却費でございます。前年度比10.5%の減でございます。2項の営業外費用でございますが、主なものといたしまして、支払い利息及び企業債取扱諸費ということで、前年度比3.1%の減でございます。3項の特別損失につきましては、過年度損益等を計上しております。4項は予備費になります。

隣のページの3ページをお願いいたします。

投資的経費である資本金収入及び支出のうち、まず収入についてとなりますが、1款1項企業債につきましては、下水道管渠整備や浄化センターの設備改築に要する財源としての下水道事業債でございます。起債対象建設事業費の減に伴いまして、前年度比6.4%の減でございます。

2項他会計出資金につきましては、資本金的支出に対する基準外の出資金で、建設事業費や企業債の償還金に充てられるものでありまして、前年度比9.4%の増でございます。

3項国庫補助金につきましては、下水道施設の建設改良に対する国からの補助金でありまして、12億2,380万円を計上しております。また、4項3目他会計負担金につきましては、一般会計からの基準内の負担金ということで、前年度比11.9%の減となっております。

ページを返していただきまして、4ページの支出になりますが、1款資本金的支出、1項建設改良費につきましては、下水道の管渠整備やポンプ場、また処理場の設備改築に要する予算といたしまして、合計で38億7,506万9,000円を計上させていただいております。

2項は、備品等の購入に要する経費として、固定資産購入費を計上しております。

3項は、下水道事業債の元金償還といたしまして53億2,053万円、前年度比3.8%の増でございます。

4項は予備費となります。

次に、5ページであります。1の業務活動、2の投資活動、3の財務活動によるキャッシュ・フローをそれぞれお示ししておりますので、お目通しをお願いいたします。

ページを返していただきまして、6ページから13ページにつきましては、給与明細書ということで、下水道事業会計に係る職員及び嘱託員の給料及び手当等の内訳をお示ししておりますので、お目通しをお願いいたします。

14ページ、15ページは、継続費に関する調書となりまして、水戸市浄化センター中央監視設備改築事業ほか1事業の2カ年にわたる継続費の総額及び年割額を設定するものであります。

ページを返していただきまして、16ページは、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの1年間の予定損益計算書、また、17ページ以降は、予定の貸借対照表になります。内容につきましては、お目通しをお願いいたします。

説明につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○安藏委員長 次に、議案第41号 平成27年度水戸市一般会計補正予算（第7号）中第1表中歳出中第8款（土木費）及び第2表継続費補正中第8款（土木費）について説明を願います。

初めに、第8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費について。

大森建設計画課長。

○大森建設計画課長 それでは、議案書⑨18、19ページをお開き願います。

平成27年度補正予算について御説明いたします。あわせて、議案書⑩の34ページ、35ページ目もお開き願います。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費につきましては、職員の給与につきまして、条例改定による給与改定に伴い、増額し補正するものでございます。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 次に、2目建築指導費について。

黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 続きまして、同じページでございます。

2目建築指導費でございますが、職員の給与改定に伴いまして、148万9,000円の増額補正を講じるものでございます。

以上でございます。

○安藏委員長 次に、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費から3項河川費、3目河川改良費まで説明願います。

大森課長。

○大森建設計画課長 続きまして、同じページの一番下段になります。

8款土木費、2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費につきましては、職員給与につきまして、条例改正による給与改定に伴い、増額補正するものでございます。

ページを返していただきまして、36、37ページ目をお開き願います。

8款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費につきましては、財源を補正するものでございます。

続きまして、8款土木費、2項道路橋りょう費、3目道路新設改良費につきましては、職員給与につきまして、条例改正による給与改定に伴う増額補正や、事業費の確定により、減額補正及び財源の補正をするものでございます。

次に、4目交通安全施設整備費並びに5目橋りょう新設改良費につきましては、財源を補正するものでございます。

次に、表中の下段、8款土木費、3項河川費、1目河川総務費につきましては、職員給与につきまして、条例改正による給与改定に伴い、増額補正するものでございます。

次に、8款土木費、3項河川費、2目排水路費につきましては、36、37ページの一番下段から、ページを返していただきまして、38、39ページにかけまして、お示しましたように財源補正となっております。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 次に、4項都市計画費、1目都市計画総務費について。

黒澤課長。

○黒澤都市計画課長 続きまして、同じページでございます。

4項都市計画費、1目都市計画総務費でございますが、職員の給与改定に伴い、増額補正を講じるものでございます。また、市街地整備推進事業費につきましては、財源の補正となっております。

泉町周辺地区開発事業費につきましては、泉町1丁目北地区市街地再開発事業補助金について、平成27年度国費の配分額に合わせて、市の予算額について3,120万円の減額補正を講じるものでございます。

説明については以上でございます。

○安藏委員長 次に、3目公共下水道費について。

白田参事兼下水道管理課長。

○白田下水道部参事兼下水道管理課長 同じページとなりますが、3目公共下水道費につきましては、職員の給与改定に伴う人件費の補正及び投資的事業の財源の整理によりまして、下水道事業会計繰出金を増額補正するものであります。

以上でございます。

○安藏委員長 次に、4目街路整備事業費及び5目都市下水路費について。

大森課長。

○大森建設計画課長 続きまして、8款土木費、4項都市計画費、4目街路整備事業費につきまして、表中の下段にお示ししましたとおり、職員の給与につきまして、条例改正による給与改定に伴う増額補正や、事業費の確定により減額補正をするものでございます。

ページを返していただきまして、40、41ページをお開き願います。

表中一番上段になります8款土木費、4項都市計画費、5目都市下水路費につきましては、財源補正となっております。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 次に、6目公園費から5項住宅費、2目住宅建設費まで。

黒澤課長。

○黒澤都市計画課長 続きまして、同じページでございます。

6目公園費でございますが、職員の給与改定に伴いまして、増額補正を講じるものでございます。公園等管理費につきましては、指定管理者である水戸市公園協会の職員の給与改定に伴い、委託料について52万5,000円の増額補正を講じるものでございます。また、国補公園建設事業費及び単市公園建設事業費につきましては、それぞれ財源の補正を講じるものでございます。

続きまして、8款土木費、5項住宅費、1目住宅管理費につきましては、職員の給与改定に伴い、増額補正を講じるものでございます。

続きまして、2目住宅建設費でございますが、住宅整備事業費につきましては、平成27年度の国費の配分額に合わせて、7,400万円の減額補正を講じるものでございます。

河和田住宅建替事業費につきましては、7期については、工事請負費の確定に伴い1,790万円の減額補正を講じるとともに、財源の補正を講じるものでございます。また、6期、8期及び9期につきましては、

財源の補正によるものとなっております。

説明については以上でございます。

○安藏委員長 次に、第2表継続費補正中第8款土木費について。

大森課長。

○大森建設計画課長 続きまして、継続費につきまして御説明いたします。

議案書⑩の60から63ページをごらんください。

表中の一番下段になります8款土木費、4項都市計画費、姫子1丁目都市下水路新設事業及び、ページを返していただきまして、62、63ページの表の上段、米沢町・元吉田町都市下水路新設事業につきましては、工事請負契約額に合わせ事業費を減額し、あわせて、財源につきましても補正を行うものでございます。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 次に、黒澤都市計画課長。

○黒澤都市計画課長 同じく議案書⑩、平成27年度補正予算に関する説明書の62、63ページでございます。

8款土木費、5項住宅費河和田住宅建替事業（7期）の継続費の補正につきましては、平成27年度は、本年度分の年割額が確定したため財源の補正を行い、平成28年度につきましては、所要額の補正措置を講じるものでございます。

以上でございます。

○安藏委員長 次に、議案第45号 平成27年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計補正予算（第2号）について。

坏課長。

○坏都市計画部技監兼市街地整備課長 議案書⑨の33ページをお願いいたします。

市議会議案第45号 平成27年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計補正予算（第2号）でございます。

繰越明許費を定めるものでございます。詳細につきましては、議案書⑩の補正予算に関する説明書で御説明いたします。

恐れ入りますが、⑩の114ページ、115ページをお願いいたします。

1款1項1目東前第二土地区画整理事業費の繰越明許費を定めるものでございます。地権者及び関係機関との協議に日時を要したため、1億2,700万円の繰り越しをするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○安藏委員長 次に、議案第50号 平成27年度水戸市下水道事業会計補正予算（第1号）について。

白田課長。

○白田下水道部参事兼下水道管理課長 市議会議案第50号 平成27年度水戸市下水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、別冊となりますが、議案書⑫の平成27年度下水道事業会計補正予算に関する説明書並びに明細書において御説明させていただきます。

議案書⑫1ページをお開き願います。

初めに、収益的収入及び支出になりますが、職員給与費の改定に伴いまして、人件費の補正を行うため、所要額といたしまして、163万5,000円を増額補正するものであります。

ページを返していただきまして、2ページの資本的収入及び支出になりますが、同じく職員給与費の改定並びに建設事業費の確定とその財源補正のため、2億6,636万1,000円を減額補正するものであります。そのうち、給与改定に伴う人件費の補正は、224万1,000円になります。

3ページにキャッシュ・フロー計算書、4ページから7ページにかけましては給与費明細書、10ページ以降は損益計算書等になりますので、お目通しのほど、よろしく願いいたします。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いします。

○安藏委員長 以上で提出議案についての説明は終了いたしました。

それでは、本日の委員会はこの程度をもって散会したいと思います。

なお、明日の委員会は午前10時に開会したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の都市建設委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前10時50分 散会